大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第 三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十年二月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 イオン津山ショッピングセンター 所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇一一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 イオン株式会社住所 千葉市美浜区中瀬一丁目五ーー代表者の氏名 代表執行役 岡田 元也
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前)津山リバーシティ(A街区) (変更後)イオン津山ショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 ア 小売業を行う者(有限会社中村屋ほか七者を削除し、株式会社ワールドほか 十九者を追加するものである。)

(変更前) イオン株式会社ほか十九者 (変更後) イオン株式会社ほか三十一者

- イ 小売業を行う者の代表者の氏名等 (変更前)届出書別紙一に記載のとおり (変更後)届出書別紙二に記載のとおり
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称 平成十九年十月十七日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 平成十八年九月二十日ほか
- 二 届出年月日 平成二十年一月二十一日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成二十年二月一日から平成二十年六月一日まで
 - 2 縦覧の場所 岡山県産業労働部経営支援課